

令和 6 年度 第 2 回松戸市成年後見制度利用促進協議会

日時：令和 6 年 8 月 20 日（火） 午後 3 時 00 分から午後 4 時 30 分まで

場所：松戸市役所 新館 7 階 大会議室

○出席委員

萩原委員（会長） 藤井委員（副会長） 佐藤（瑠）委員 四ノ宮委員 蒲田委員
岩崎委員 今成委員 鷺田委員 佐藤（美）委員

○オブザーバー

千葉家庭裁判所 松戸支部（1 名）

○事務局出席者

地域包括ケア推進課長

地域包括ケア推進課 障害福祉課

【1 開会】

【2 傍聴者の報告】

【3 議題 1 切れ目のない支援体制の構築について】

○会長

それでは議事に入りたいと思います。

まず議題の 1 番、今年度の目標と達成に向けた取り組み案についてです。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

資料 1 「切れ目のない支援体制の構築に向けて」と書かれたものをご用意ください。

こちらは前回の第 1 回協議会の議題にあげていたものの続きとなります。まず、スライド 1 ページには、前回委員の皆様からいただいたご意見をまとめたものとなります。現状の相談体制に関する課題としては、「法律相談が必要な場合、本当はすぐに法テラスに電話をして繋ぐのが理想だが、今の体制ではできていない」ことや「現状の相談体制だと話が聞ける範囲に限界があるが、それは相談を受ける側の都合でしかなくて、相談する側からすると、専門職の区別はせずに相談してくる。自分の相談を最初から最後まで対応してほしいというニーズが強く、そこを実現してあげるとより促進に繋がるのではないか」「相談室の充実とは、次につなげられるような体制づくりだと思う」といったご意見を頂戴しました。専門職派遣に関することとしては「誰が主体的に動くのかわかりにくいことや、誰をどこに派遣してもらえるのかわかりにくい、支援者としては相談室に繋ぐべきなのか、法テラスや市の

無料法律相談に繋ぐべきなのか判断できなくても、相談室で受けてもらえるかどうかを明確にしてもらえるとうわかりやすい」といった仕組み自体に対するご意見や「リーガルとして、相談を受けてから必ず候補者まで行う者を派遣することが難しく、申立支援は受けられるが、候補者は家裁の一任になってしまう」といった司法職側のご意見や「相談室の中で、ある程度法律相談も含めて、アセスメントができるような体制をとるには、相談室に司法職を派遣なり、常駐的な相談員として配置するのがいいのではないかと。相談室に司法職を入れたほうが本人や家族のためには意味があるものになると思う。」といった実際の体制に関するご意見も頂戴いたしました。皆様からのご意見を参考に、再度体制案を作成いたしましたので、スライド2・3ページをあわせてご覧ください。今回も、司法職による相談と専門職の派遣の2場面に分けてご説明いたします。

まず、司法職による相談ですが、成年後見相談室に月1回、司法職を配置する形で検討を進めております。実際の運用方法につきましては、成年後見相談室の業務を委託しているNPO法人成年後見センターしぐなるあいずさんが法人独自で月1回実施している「福祉と法律の相談室」を参考にさせていただき、1件の相談は1時間以内であり、1日あたり3件程度を見込んでおります。相談内容としては、成年後見制度に関するものとし、対象者は相談者または対象者が松戸市に在住の方を相談の対象といたします。また、支援者の同席も可能と記載しておりますが、切れ目のない支援を行うためにも、相談に繋いだ一次相談窓口の職員は同席ないし、その後の状況確認をしていただけると、相談者が抱えている課題も早期解決しやすくなることが予想されます。

次に、司法職の相談に繋ぐまでのプロセスですが、一次相談窓口で相談を受ける中で法律相談や申立て支援が必要と判断した場合は直接司法職による相談に繋ぐことを想定しております。相談は予約制とし、予約の際は成年後見相談室に連絡する形となります。その後の流れは、以前ご説明したものと同様、申立支援が必要であれば、対応した司法職が申立て支援を行うという流れになります。申立支援に関しては、本人や親族と司法職での契約が必要となり、支援をした司法職が後見人等候補者になることは必須としておりません。

次に、専門職の派遣に関しまして、まず各相談窓口において相談を受け、継続した支援が必要であると判断した場合、地域における支援チームの形成がなされます。今回、あえて支援チームの形成と書かせていただきましたが、この点について現場では、日頃から主に相談窓口を有する機関が主軸となり、チームの形成を行い支援に進んでいるかと思えます。この図では、左側は日常生活自立支援事業を行っている社協、下部は包括を主軸と仮定し、色付けをしております。

今回、成年後見制度利用を検討している方に対して支援を行う中で、課題整理や成年後見制度利用の必要性を判断する場面において支援者間で資料左下に記載しております「ケース支援会議」を開催することがあるかと思えます。現場での支援者だけでは制度利用の必要性が判断できない等、制度利用に向けて専門職による助言が必要な場合、この会議に専門職の派遣を依頼することとなります。なお、専門職は弁護士、司法書士、社会福祉士を想定し

ており、職種の選定については、ケース支援会議を開催する方が指定をすることを想定しております。ただし、そのまま申立て支援が必要な状況が想定される場合であれば、司法職の派遣は必須になってくることとなります。その派遣依頼を成年後見相談室に行い、日程調整を行う流れとなります。

3 ページに記載しておりますが、専門職を派遣する会議の要件として、本人の利益を図る目的で実施するケース会議であることや成年後見制度の利用を検討している場合に限りです。また、1 回 2 時間以内で会議の開催場所は原則市内としております。また、派遣を依頼できる人は、相談窓口機能を有する相談支援機関を想定しており、複数の支援者で本人を中心とするチームを形成した場合に限ることとしております。

その後、申立て支援が必要な場合は、司法職への相談と同様、ケース支援会議に参加した司法職が申立て支援を行う流れとなります。

3 ページの下部、オレンジの枠で囲んでいるものですが、先日地域包括支援センターおよび基幹相談支援センターの職員を対象に実施した「成年後見制度に関する相談状況等について」のアンケート結果を抜粋したものを掲載しております。本アンケートの概要は、次の資料 2 においてご説明いたしますが、アンケートの項目の一つに「現在の体制に加えて、どのような仕組みがあれば、スムーズな支援に繋がると思われますか」と入れさせていただきました。この問いに対して、86 名のうち 31 名の方が「法律相談や成年後見制度申立て支援の必要性の判断における助言」と回答いただいております。このことから、中核機関として法的な助言や相談、申立に向けて支援を行うことにより、専門職との連携や切れ目のない支援体制が実現し、現場においてもスムーズな支援を実感しやすくなるのではないかと考えております。資料 1 の説明は以上です。

○会長

ありがとうございました。

以上の説明内容についてご意見とかご質問等はございますでしょうか。

委員に伺いたいと思うのですが、先ほど司法職の配置というところで、現在しぐなるあいずの方でやっているものを参考にと、話がありましたけれども、実際にその相談窓口を設けられるやり方の中で、どういった内容の相談があったりとか相談状況等について、話せる範囲で、もしあれば伺いたいんですけれども。

○委員

しぐなるあいずでは、法律と福祉の相談室という題で、1 ヶ月に 1 回、第 3 木曜日をこの相談室の時間に充てているところです。相談枠は 4 枠ございます。相談員の方は、社会福祉士 1 名、弁護士 1 名のペアで相談にあたっています。司法書士も相談にあたってください但也有りますが、現時点ではほぼ弁護士となっています。一応過去 3 年間の相談実件数を申し上げますと、大体年間 28 件はあります。

もちろんキャンセルもありますのでこの28件というのは、実際に相談を受けられた方の人数ということになります。予約の4枠は大体埋まります。令和6年度は毎月の相談枠はもうすでに埋まっておりまして、今のところ4枠、実際の相談を6月まではされているというのが現状であります。少しずつ相談が増えているというのが、事務局の実感のようでございます。相談者の方々は圧倒的に高齢者の方、その次は精神障害を持っておられる方、その次に知的障害者の方で、ご本人からの相談が多いようです。ご本人の家族や施設の職員さん、ケアマネの方、成年後見人の方もいらっしゃるようです。

相談内容というのは大体どんなことかと申し上げますと、やはり成年後見制度を利用したいけれどもどういう意味があるのか、デメリット・メリットのことを教えて欲しいという方がとても多いように思われます。あとは成年後見制度を利用していらっしゃるけれども金銭管理をめぐる不安ということですかね。近所の方で不安なお一人暮らしの方がいらっしゃるって、心配して隣の方が相談にこられているということなどもあるようでございます。あとは負債整理ですね。どうしたらいいんだろうということ。あとは貸金の請求をしたいというようなことなどであります。負債整理については、中には、他の事務所でお願いして断られたけれどもどうしたらいいだろう、どうしたらここで助けてもらえるだろうかというようなご相談も、数件あるようでございます。あとは会社代表者の方が認知症になられ、どうしていいかわからないということで、会社の清算等を含めた相談もあるようでございます。あと相続財産清算人、今管理人と言わないで清算人と言いますけれども、相続財産清算人を選びたいけれどもどうしたらいいかというようなこと。あとは相続をめぐる親族調整関係ですね。いろいろ紛争があって、感情的に非常にもつれている状況、それをどうにかしてもらいたいんだけど、どこでどなたの力を借りたらいいだろうかというようなご相談があるようでございます。あと死後事務委任についても非常に興味を持っておられていて、中には、どこか法人に依頼したら300万ぐらいかかると言われた、そんなにかかるんだろうかと。もしこの会社が倒産したらどうなっちゃうんだろうかというようなご相談も入っていたようでございます。あとは施設職員に財産を管理してもらってるけどもいいんだろうかと、いろんなことを要求しても施設の職員の方は、それは駄目だ、これはいいという形で出したり、親族にお金を貸したりしているようだけれども大丈夫だろうかというようなことが多いというふうに思います。このような相談が結構多いと聞いておりますし、実際相談の中身は私の方で、適正に対応してらっしゃるかどうかを確認しています。以上、ご報告申し上げます。

○会長

はい。ありがとうございました。

今の報告を受けて、委員の皆さんから何か質問とかあれば。

例えば相談を受けた弁護士がその相談した案件の内容について継続的にそのあと受任するといったことはあるのでしょうか。

○委員

そうですね、相談者がちょっといいなと思ったら、お願いされているというケースはあるようでございます。どういう弁護士さんたちが、実際に相談対応者になってらっしゃるかという、基本的にしぐなるあいずの後見業務に協力してくださってる協力員の弁護士さんです。協力員の弁護士さんは20名近くいらっしゃいますので、その方々に協力していただいているということになります。

○会長

ありがとうございました。

やはりしぐなるあいずであっても多少の法律相談、ここで相談できるかできないのかと考えてくるというより、他の助けを求めてくることもあるので、今聞いたような多種多様な相談内容になっているのかなと思います。実際成年後見相談室というところでやる場合にしてもですね、成年後見関連と言っても結構広いので、そういった意味では司法職も配置して、対応するというやり方はいいのかなというふうに個人的には思っております。

その他の司法職の相談。この相談の図でいうと米印1のところですかね。そのことについて何か皆さん委員の皆さんがあったりしますか。よろしいですかね。

この米印2番の方なんですけど、専門職の派遣というところ。必要に応じて専門職を派遣するということになるんですけれども、このあたりについてはいかがでしょう、皆さん。

こちらは多分議論の中ではですね、特に切れ目のないというところで、松戸市社会福祉協議会さんの方で行っている日常生活自立支援事業の困難ケースへの活用みたいなのところも考えられるということで、大体で結構なんですけれども、年間どのくらいの件数が日自から後見への移行で苦労されてるというか、そういった実情とか意見とか、いただければと思うんですけど。

○委員

日自から後見に移るのにちょっと苦労してるというケースを他の専門員にも確認しまして、年によってその方の状態が違ったりするので、一概には言えないんですけど大体五、六件ぐらいかなあというところでした。

こういった専門職の方が入ることによって、法律的な視点でご本人の権利を確認できることとか、あとは申立てが必要な場合、そのまま申立て支援を継続してできるということであれば、そのチームにとってはとても大きな前進になるかなというふうに思います。ただ専門職の方をお呼びするタイミングというか、そこのチーム、メンバーが、意識の濃淡があっても、後見が必要と認識されていれば、専門職の方が入ることによって大きな前進になると思うんですけれども、日自が入って生活が回っていて、専門員は、本人申立てができる段階から、検討してもいいんじゃないかなというふうに思っている、他のメンバーの方が今落ち着

いてるしそんなに環境を変えることがご本人にとってどうなのかなと言う場合は、そこに温度差が生じることが懸念と感じております。以上です。

○会長

ありがとうございました。

そうですね、今おっしゃっていただいた中でやっぱり日自から後見へ移行するときには、単にこんなケースだからってすぐ後見制度に移しますというのはやっぱりちょっと難しい部分があって、今温度差って話がありましたけれども、そういったところの検討を丁寧にする必要があるのかなとは、私としても思いますね。

今現場の方から話がありましたけど実際、この派遣される専門職の側からすると、派遣といっても何をやればいいのか、専門職は誰でもいいかということそういうわけにもいかないのかなと思います。あと実際に移行されてるのは年間五、六件と話がありましたけれども、実際どれだけこの専門職の派遣がされるのかというのがなかなか難しい、どれだけニーズがあるのかという不透明な部分があるので、この派遣の趣旨をある程度理解していただいたこの協議会のメンバーの中から、最初行くのがいいのかなと思ったりもするんですけれども、そのあたり意見があれば。

○委員

こういう専門職として社会福祉士が呼ばれるというケースは多分あんまりなかったんだろうというふうに認識してるんですが、1つやっぱり大事なことはね、実際に制度を利用したときに、前も話したんですけども、私たち社会福祉士の場合、申立て支援ができないんですよ。だからいろいろ話を聞いたりしてね、解析したりということは協力できるんだけど、いざ申立てという話になると、せつかくこの場で知り合ってね、関係ができたにもかかわらず、他の人を紹介しましたという形があって。だからここでは対応した職種が申立て支援を行う、それはいいことだと思いますので、私どもはどういう関わり方がいいのかなということは今ちょっと考えてるところでございます。

○会長

はい、ありがとうございました。

引き続き委員の方からご意見いただければと思います。

○委員

まず、先程委員がおっしゃった、チームの中でも意識の違いがあって、その後見に進むのか進まないのか意見がまとまらないときがあるということだったんですけども。やっぱり支援してる方の実際の、困り具合が大事なんだと私はちょっと思うので、支援されてる方が日常回ってるし、今体制を変える必要ないんじゃないかって感じられているのであれば、

そこで無理して早めにその移行を進めるということは、私としてはそんなに必要性は高くないかなとは思う。ただ申立て支援の側はやっぱり申立人が確保できるのかどうか結構大事になってくるので、いざ申立てたいときに、その申立人に、ご自身がなれば一番いいんですけど、ご自身が申立人になるのに難しいような場合に、該当するその4親等以内の親族の方がいないとか、そういう申立ての時点でちょっと困るかなという方の場合は、やっぱりちょっと早めに検討した方が、申立てのときにスムーズだとは私は思います。

あと、社会福祉士さんのおっしゃる派遣とかっていう、先ほどのお話なんですけど。社会福祉士さんが申立て支援をすることはできないので、弁護士、司法書士が対応することになるかと思うんですけども、ただ、司法書士もやっぱりマンパワーに限界があり、申立て支援をしたからといってやっぱり必ず候補者になるということは、おそらく今後難しいと思っているので、法的課題が特段ないような方の場合には、家裁の方にはご迷惑をおかけするんですけど、候補者はもう空欄にして、社会福祉士さんに推薦依頼をまわしてもらうとか、ばあとなあさんにはそういった形でのご協力をいただくことになるのかなと思います。

○会長

ありがとうございました。

そうですね、確かに、実際僕も困難ケースで苦勞されてるという中で、もう本当に、後見人というか、つけないといけないレベルをなかなか動けなくて、日自の方でやられてしまっていた場合には多分申立てが必要なくらいのレベルなのかなという気はしますけど。実際に申立てがすぐに必要かどうかという判断も検討しなきゃいけないというところもあって、ある程度の申立てが見込まれる場合にやっぱり司法職の派遣があるのかなという気はしています。その将来見通しでどの段階で申し立てるのがいいかというところであれば、社会福祉士の先生方も当然いいのかなというふうには思いますね。

結局、委員からおっしゃっていただいたように、今すぐじゃなくても将来的にどういう人が申立人になれるのかということも、長期の将来的なことを見越してやっぱりアドバイスというか、検討というところの視点は必要なかなというふうに今の意見では、思いました。

もし仮にこれ派遣をするとなったときに、それぞれの専門職のリーガルさんのところで募集を募るのか、ばあとなあさんの方で募集を募るのか、弁護士会の方で募るのかというやり方も1つですし、最初はこの協議会の委員でちょっとやってみるかかっていうところも、実は考えたりはするんですけども、その辺は実際にどういうものがあるか見越しながらやっていけたらいいのかなというふうには思いました。

主に、切れ目のない支援体制の中で、司法職の相談とか専門職の派遣について意見をいただけてきましたけれども、この議題1の全体通じて、皆さんの他の意見とかご感想でも、いただければと思いますがいかがでしょうか。

お願いします。

○委員

切れ目のないというところも含めてなんですけど、今、専門職の派遣、多分僕らとか包括さんとかケアマネジャーって、専門職の方が来てくれるっていう状況そのものにまだ全然慣れてない。どちらかというと、僕ら何って相談というのは比較的、他の委員がおっしゃってたような、しぐなるあいずさんだったりとか、個別にちょっとご相談に乗ってくれそうな弁護士さんの事務所にお邪魔して相談をさせていただいたりというのは、ちょちょこつとやったりすることあるんですけど、会議の場に専門職の方が来てくれて、そのチームの中での検討課題における法的な立場の専門職として助言であったりとか、具体的な今後の支援の方向性みたいなものだったりっていうことをアドバイスしていただけるっていうのは、多分あんまり慣れていない。

これをいかに定着していくかというところが、かなり時間かかるんじゃないかなあというのと、何をどこまでこの派遣の中でお願いできるのかというところが、もうちょっと明確になっているとお願いしやすくなるかなと思います。だから、逆に言うと支援チームが混乱してる状況の中で、例えば弁護士さんとしてとか、司法書士さんとしての立場からこう見えますよっていうアドバイスをいただくだけでも、4親等の問題で言えば、この先5年は見越せないから今のうちからそういったところを少し準備をしたい、と支援チームの中で検討したり、タイミングをみながら申立てに移行したりということはやれるんじゃないかなと、思います。だから、既存の法律の相談とか、それからしぐなるあいずさんでやっている相談も含めて、どういうくくりでやっていくのかというところを少し整理していただくともっとわかりやすくなるかなと、お話を聞いていて思いました。

専門職の方々の視点とか助言って、ケース会議をやらせていただいているけど、それなりの重みがあったり、言い方悪いですけど弁護士さんが言うんだからみたいなことが結構あったりするんですね。そういった意味では、積極的に個別に関わるというよりは、このケース、今こういう状況なんだけど、弁護士さんから見たら、司法書士さんから見たら、社会福祉士さんから見たらどう見えますかということだけでも、ちょっとお話をいただくと随分そのチームの意見だったり方向性だつたりを示唆していただける機会になるのかなと想ったりしています。それを多分今までは個別に僕ら相談してたんだと思うんですね、弁護士さんだったりとかに。だけどそれを今度は、こういう仕組みでやりますよって言うのとより多くの方々が利用できたりとか、そういったチャンスはいただけるのかなと思いました。ただ、実際に本当にこれやれますかと、ちょっと心配だったりするんですけど。こういう仕組みができると、1つの方法手段としてはかなり有効なのかなと感じました。

○会長

ありがとうございました。

なかなか実際作ったのはいいけど、どうなるかというのが難しいのかもしれない。ただ今委員がおっしゃっていただいたように、これが適正な形で運用が始まってくると、確かにい

ろんなアクセスのしやすさ、福祉職、一般の相談員の方からアクセスする方法もあり、悩むとところに専門職が派遣されることもあり、双方に行き来ができる環境が整うというのは、相談機会が増える点でメリットかなと思いました。あとはこれをどう周知させて運用していくのかというところになっていくのかなと、今の意見を聞いて感じました。

他に何かございますか。お願いします。

○委員

私も今お話を伺ってて思ったんですけど、専門職の派遣というのがですね、専門職がその会議の場に出ていくことがどこまで現実性があるのかということになるとですね、かなり厳しいだろうなというふうには、実際思っています。つまり誰が行くのかという話もあるので、そこはちょっと思うんですけども。

ただ社会福祉士さんや日自の方々がおられるケースは、その現場では意見が違ったり、濃淡があったりして、いろいろあるんでしょうけれども、その場合にちょっと誰か司法職からの見解を聞いてみようと、司法職の人を呼ぶ必要性がどこまであるのかというのはもう少し検討したほうがいいんじゃないかと。むしろその場を設定してればそこに2人ぐらいの人が行って話を聞いて助言を受けるということは、少なくとも必要だろうというふうに思うんですね。なので、私としては今見てて、委員の意見も聞いていて、米印1は多分、必要だろうと。この場に来ていただきながらも相談していくというのは必要だろうというふうに思うんですが、米印2の専門職の派遣というのは、司法職による相談、米印1のところで話を聞いていく中で、これは現場のところに行ってもう少し、関係者の方々の意見や感想等を直接聞きながら、さらなる助言が必要かもわからないと判断する場合があるんですよね。そういう場合には、専門職が足を運んでこの会議の場に行くということもあるのかもわからないけれど、これを組織化しちゃうということになると、かなり難しい、大変だなと。それはもう少し後に検討したらいかがかなと。実際やってみてどうなんだろうという思いを今お持ちしましたが、いかがでしょう。

実際ですね、ここの専門職の派遣といったときの、それぞれの会が、協力できるのかどうかということはまず難しいというのは、委員の話も聞いていても、現実問題としてはそう思いました。もしこれを体制づくりとして中に入れてしまうとすると、ここの委員の人が出ていくということになっていくんだらう。これをむしろ体制の中に組み込むというよりは、米印1のところでの相談の結果と検討の中で、必要性を感じたときに、ここの協議会の委員にこの相談室からお願いしていくと。相談室で担当した司法職からお願いしていくということはあるかもわからないと思うんですが、その程度でまずやってみていくというのは、なんかスムーズにいきそうじゃないかなという気がするんですが、いかがでございましょう。

○会長

はい。ありがとうございました。

今の委員の意見だと、ここの今一応米印1・2っていうのが併存的な関係にはなっているんですけども、それぞれ独立したメニューとして組織化するというよりは、むしろ米印1をまず置いて、その中で必要性に応じて専門職を派遣するというような流れの方が望ましいんじゃないかというような趣旨の意見だったかなと思いますね。

このあたりも他の委員の方からも意見がもしあれば、いただければと思うんですがいかがですかね。

○委員

これ多分市の方は私が話したようなイメージになるかわからない。むしろこれを小さく書いてありますが、必要に応じてという程度でございますよという意味かもわかりませんので、そこは教えていただければというふうに思います。ここはちょっと括弧書きにするとかしてもらった方が分かりがいいかなという気がしますがいかがでございましょうか。

○会長

事務局の方から意見があれば。

○事務局

皆様ご意見いただきましてありがとうございます。

皆様のご意見をいただいて、確かに一気に2つのことを開始するとなると混乱もございますし、体制としても果たしてこの体制がとれるのかどうかということも1つ懸念事項ではあるかと思います。今日いただいたご意見をもとに市の方で検討をさせていただくんですけども、先ほど委員からご意見いただいた、仮に専門職の派遣をなくして司法職による相談から、さらに現場で状況確認が必要となった場合初めてその専門職が外に出向くみたいな流れも1つかというお話は、そうなってくると本当にチームが形成された後、必ず司法職のこの相談を通さなくてはいけなくなってくるといいですか、本来であればもうそのままケース会議をやってそこに専門職を派遣していただければ、ある程度道筋が立てられるケースであっても、月1回の司法職の相談を通して、実際に今度専門職の方を派遣していただくみたいな流れになり、現場の方も大変かなという思いもあって一応2本立てにはさせていただきますいております。その辺りは実際に行っていただく三士会の先生方や、あと市としてどこまで体制整備ができるかというところを検討しつつ、また皆様にご意見いただければと思います。

ありがとうございます。

○会長

ありがとうございました。

今事務局の説明があったように、今のところマンパワー的なものもあって、司法職の相談

の米印1が月1回、専門職の派遣の方が随時なので、その辺りの兼ね合いは出てくるかもしれませんが。この辺り引き続き今日の議論も踏まえて市の方でも検討いただければなというふうに思っております。

時間の都合上、議題の2の方に移りたいと思います。

【3 議題2 成年後見人等のバックアップ体制の構築について】

○事務局

資料2「成年後見人等のバックアップ体制の構築について」と記載されたものをご用意ください。

2ページ目をご覧ください。まず、今回「後見人支援機能」に関するテーマを取り上げるにあたり、「成年後見制度に関する相談状況等調査」というアンケートを実施いたしました。調査対象者は、日頃より権利擁護に関する相談支援にあたり、親族後見人等および専門職後見人等のニーズを聞き取っていると思われる市内地域包括支援センター15か所、基幹相談支援センター3か所にご協力いただき、計86名の方よりご回答をいただきました。

本アンケートの目的は主に、1点目「一次相談窓口における親族後見人等からの相談受理状況を確認し、現状およびニーズを把握する」こと、2点目「成年後見人等選任後の支援チームの形成における情報共有および支援継続の状況を確認し、バックアップ体制を検討する」こと、といたしました。

併せて、本アンケートの実施を通し、「支援者向け成年後見制度活用に向けた手引きの活用状況の確認」を行うことにより周知も図りました。

主な調査内容は記載のとおりです。「支援者向け手引き」については、その活用程度や場面、より使いやすいものとなるように工夫が望まれる点の確認、「親族後見人支援」については、一次相談窓口での相談受理状況や内容、支援に際し難しさを感じる場面を確認いたしました。また「成年後見人等選任後の対応」については、成年後見人等選任後に支援者間で行われる、情報共有および引継の内容、その方法、継続的な支援の実施状況等を確認いたしました。

次のページ(3ページ)をご覧ください。親族後見人支援に関するアンケート結果を一部抜粋しご報告させていただきます。

なお、本市における被後見人等は約850名おり、成年後見人等との関係者別内訳に着目すると、成年後見人等として選任されている親族は約210名となっております。

3ページ左上のグラフは「親族後見人から相談を受けたことがある職員の割合」であり、約8割の職員が「受けたことがない」と回答する結果となりました。次に右上ですが、先程の項目で「親族後見人からの相談を受けたことがある」と回答した約2割の職員を対象に、実際の相談内容を確認した結果となります。最も多かったのが「財産管理」に関する相談でほぼ全数、次に「身上監護」に関する相談が約6割、その次に「成年後見人等選任後の事務手続き」に関する相談と続きます。

これらの結果を踏まえ、親族後見人等による相談の内容は成年後見人等の主たる業務に関するものが多く、被後見人等の権利擁護の観点から、適切に後見人等業務が行われるような支援体制を構築する必要性を改めて確認いたしました。現在、家庭裁判所にご協力いただき、既にチラシの配布等取り組んでおりますので、親族後見人に対する相談窓口の周知を今後も継続してまいりたいと思います。また、親族後見人等からの相談ケースは現状少ないですが、相談があった際に、受理した一次相談窓口の機能で対応できる課題であれば改善を担い、対応しきれない内容ではなく専門職等への相談が必要なものについては適切な支援機関に繋ぐことができるよう、職員が知識や判断力を向上させる必要があることを確認いたしました。一次相談窓口職員を対象としたスキルアップに関しましても、既に専門職向け研修会等を実施しており、今後も内容の工夫等を含め引続き検討し取り組んでまいります。

4 ページをご覧ください。成年後見人等選任後の関わりに関するアンケート結果を一部抜粋しご報告させていただきます。

左上が「選任された成年後見人等と一次相談窓口の間で行われる情報共有の内容」となっており、「被後見人等に対する支援の状況」が最も多く、次に「被後見人等の現在の状況」、その次に「成年後見人等に対応を依頼したい内容」と続いております。右上は、「情報共有の方法」を確認した結果をお示ししており、「面談」が最も多く、「電話」「担当者会議」と続いていることから、支援者同士が繋がり、顔を合わせたり言葉を交わしたりする形で行われる場合が多いことを確認いたしました。左下は「選任された成年後見人等より一次相談窓口になされた相談の内容」に関するアンケート結果であり、「一次相談窓口に対応を依頼したい支援」についての相談が最も多く、次いで「被後見人等の現状の確認および支援者間の引継について」、その次に「被後見人等およびその家族との関わり方」と続きます。最後に右下は、「成年後見人等選任後も継続して支援しているケースの有無」について質問したものであり、「関わっているケースはない」との回答が5割を超え、「関わっているケースがある」との回答が約3割となりました。

5 ページをご覧ください。これらのアンケート結果から見えた、成年後見人等選任後のバックアップ体制に関する傾向および課題について記載させていただいております。

成年後見人等就任後、チーム支援が継続される事例や一次相談窓口に改めて相談がなされる事例は少なく、「成年後見人等の就任」というタイミングが「支援者交代のきっかけ」となりやすい傾向が確認されました。今回のアンケートの自由記載欄の中には、「成年後見人等となかなか連絡がとれないケースや支援者と成年後見人等との間で支援方針の違いが生じ、支援に支障をきたしている」というようなケースも複数見られました。アンケート結果にも反映されておりましたが、被後見人等が抱えている課題は、成年後見人等からのアプローチのみで解決に至るものばかりではなく、福祉的観点からの専門的なアプローチが求められる場合があります。一方で実状としては、成年後見人等の選任前から関わっている支援者が、選任された成年後見人等にどの程度の業務および支援を依頼してよいか分からない、引継後に被後見人等が抱える課題が解決したのか分からない状況が続く場合もあり、

ケアマネジャーから成年後見人等との連携方法について相談が入るというケースも発生しています。

これらを踏まえ、成年後見人等のバックアップ体制として「被後見人等の置かれた状況が変化した際に、成年後見人等が他の支援者に速やかに相談ができる体制、ネットワークが確保されていること」が重要と考えております。その実現においては、これまで通り成年後見人等選任後、既存の支援者から成年後見人等へ情報共有および支援の主体の引継を行っていただく中で、被後見人等の抱えているどのような課題がどの程度解決されているかを互いに確認しチーム支援を終結とするという意識を共有していく必要があると考えております。

これらの体制が整うことにより、成年後見人等が選任されることが、被後見人等が抱えている課題の解決にどのように繋がるのかを、一次相談窓口および福祉的観点から関わる支援者が認識できる機会になると思われます。このような事例が蓄積されることにより、成年後見制度申立に向けた適切な支援や円滑なチーム支援の実施に求められる支援者のスキルが向上し、被後見人等の権利擁護支援の質の向上に生かされることも期待されると考えております。

今回はまず、後見人等支援機能にかかる現状把握の結果のご報告をさせていただきましたが、あくまで一次相談窓口の職員のみ調査であり、今後は実際に後見人として活動して下さっている専門職の方々のご意見も伺いながら、引き続き、バックアップ体制の充実に向けて検討してまいりたいと考えております。選任された後の現場での状況やアンケート結果から感じられること等がございましたら、委員の皆様からのご意見をいただけますと幸いです。

事務局からの説明は以上となります。

○会長

ありがとうございました。

今日の議題の 2 については何か制度があつてそれに意見という形ではなくて、今後市の方で体制を作るかどうかも含めての検討するにあたっての、皆さんの意見をということで、今のアンケート結果の報告がありました。

情報共有という点が重視されておりましたけれども、ここについて皆さんからご意見とか感想でも結構ですがいただければと思います。いかがでしょうか。

○委員

私は、今親族後見人自体選任割合が 2 割を切り、親族後見人の人数自体が少ないので、相談件数も少ないのはもう当然のことかと思えます。ただこのアンケート結果から見た傾向や課題のところから、支援者交代のきっかけとなりやすい、というのは、親族後見人にはちょっと当てはまりにくいんじゃないかなと思います。その親族後見人が選任されるのは、

親族間に争いがなくてもともとそのご本人を支援していた方が選任されやすい傾向があるので、親族後見人の方が後見人に選任されたからといってそこで大きくその支援体制が変わるということは少ないのではないかと私は思います。

あとその後見人等となかなか連絡が取れない、というところなんですけども、これはもう、後見人に選任されたからというよりは、普通のその親族間の問題なのかなと思います。連絡のとりにくい方が親族後見人に選任されてしまったというところであって、後見の問題なのかどうかというところもちょっと曖昧かなと私は思います。以上です。

○会長

ありがとうございました。

例えばその専門職の方の後見人が選任された後の情報共有というところではもしかしたら当てはまるのかもしれないけれども、親族後見人の場合にはこれはちょっと当てはまらないのかなという、そんなご意見だったと思います。

今の流れでお聞きしますけれども、例えばその専門職後見人を受けたときに、従前の支援者の方からの情報共有で、こういうやり方がうまくいったとか、逆にそういうのができなくて困ったとか、そういった苦労された事例があったり、逆にこういう情報の共有され方すると、やりやすいなっているのがあったら、ご意見いただければと思っていかがですか。

○委員

専門職なので仕事をして当然で、その引き継ぎがうまくいかなかったってことは、ないかなと思います。支援者が大きく変わったケースという意味では、やっぱりその親族間虐待があったところに入っていくだとか、あと親族間の紛争があるところに入っていくというところでは、支援者が変わったタイミングに当てはまると思うんですけども、もうそこは施設の方とかケアマネさんとかちゃんと連絡取って、連携を…そうですね。

○会長

ありがとうございます。

後見人に就任してからこちらの方から従前の関わった方に意見を聞きに行くとか、そういったやり方が自然の関わり方かなあというふうには、思いますけれども。

同じ質問で、他の委員もご経験をたくさんされたと思うんですけど、その引き継ぎに困ったとか、どういった形でいつも情報共有しているかみたいな参考があれば、いただければと思います。

○委員

僕は親族後見の方が中心で、通常は担当者会議、要するに支援者が集まって本人も交えて引き継ぎして、そこで改めてそれぞれの役割分担をどうしていくのか、進めていくというこ

となんですが、後見人が就任してからの問題ということでは、最近私どもばあとなあの方では、支援者から後見人に対する苦情が入ることが増えている。私どもが持っている受任件数が増えてるということもありますので、やっぱりそれは、実は実感するところなんです。ただし、その支援者からの苦情の中には、後見人の職務を必ずしも正確に認識されてなくて、例えば、通院同行とか、事実行為をするのが後見人の仕事じゃないかと。それをやってないわけですからということも含めて。しかし一方で、いろいろ双方の話を聞いてみると、これは後見人の側にも問題があるかということもある。そういうことについて、これまでは裁判所にいろいろそういうものが入ってきたり、母体であるばあとなあに相談が来てということなんですが、他市ではそういう苦情の相談が中核機関に入るということも最近あります。多分今後親族後見人だろうと、専門職後見人だろうと、中核に入ってくることは多くなってくる。これにどう対応していくかということについては今後中核機関としては考えていかなきゃいけない重要なポイントになるのではないかと認識しています。

○会長

ありがとうございました。

そうですね、今の貴重な意見だったと思います。親族後見人のバックアップ体制、一般専門職であってもその引き継ぎを巡って何かしらの苦情、要望の相談が入ってくるようになるんじゃないかという意見もありましたね。このあたりは本当に検討しておくべき課題なのかなと感じました。

親族後見についた場合には、情報共有で従前から関わってる親族は後見の前の支援者と多分公平になるのでそんなに課題はないんでしょうけれども、特にその専門職後見人がついた段階での情報共有の仕方について今度、従前の所の支援者の方々の側からの意見をいただきたいです。

例えば、どういう形で情報共有と引き継ぎを実際にされているのか、もしご紹介できるケースがあれば、お願いできますか。

○委員

私の方でケアマネジャーとして、後見人にちゃんと関わってきたところで、やはり退院の際に病院に入院されていて、ご家族がもう後見人さんを申請されていて、担当の方がつきましたよということで連絡が入って、やはり担当者会議でお会いして。情報共有から始まって、お金の管理とかをしていただいている方であれば、毎月そのお金を渡しに行くときに一緒に日にちを設定してお邪魔して、毎月のご様子をお伝えしながら連絡を取って、事務所の方にも連携してお伝えしていたというような、関わりをしていたことがあります。

○会長

今の話は専門職後見人ということによろしいですかね。最初のそのケース会議にちゃん

と出て、スタートの時点からやっぱり顔の見える、引き継ぎというか共有ができるとそのあともやっぱり継続しやすいという話だったかなと思います。

他の委員にも同じ質問で、実際申し立て支援等多数関わってらっしゃると思うんですけど、引き継ぎがうまくいった、うまくいかなかったみたいなのがあれば。

○委員

1つは、基幹センターとかから、例えば申し立て支援を含めてご提案させていただいてるケースは、行政も含めて、セッティングがある程度できてる状況からなので、選任されて、誰々さんが後見人についていただきましたということで僕らの方からご連絡入れて、情報共有しますねとかってやりやすいんですけど、逆に僕らが知らないところで、後見人さんがついていて、何々事務所の何先生がつていうふうになると、こっちから連絡入れていいものかと、ちょっとためらうことはあるかな。あと、ご本人の生活そのものにあんまり大きな波がない状況であれば、逆にその連絡だったりとか情報共有をどの程度取る必要があるのか。例えば後見人さんは、専門職として、後見業務をしっかりやられているっていう前提であれば、僕らもそんな困らなかつたりするんですよね。いろんな契約の関係であつたりとか、金銭の管理であつたりとかっていうところを、後見人の仕事としてやっていただいている、そこに支障がないという状況であれば、日常的な生活を支えたりサービス調整をさせていただく僕らとしては、そこは心配せずやりましょうということでやれるので、何かアクシデントがあったとき、例えばご本人が、僕らが知らないところで借金をしちゃったりとか、衝動的に何か契約をしてしまったりという時に、その情報をキャッチして、例えば後見人さんにご相談をさせていただくみたいな感じになるので、ケースによって、どこまでご連絡とか情報共有するのかというのは。ただ最初のときに1度ご挨拶とか、別にお会いしなくてもお電話とかでよろしく願います、何かあったときにはご相談させていただきますというところがしっかりできていれば、僕らが逆に困ったときに、先ほどの話じゃないんですけど、法的な判断とか、サポートっていう、もう後ろ盾もありますよというふうにいただけているので、何もなければそんなに頻繁にはご相談だったり情報共有する必要が逆になかないかなというふうに思います。その代わり何かあったときに、お互いの現状を確認しながら、コミュニケーションをとりながらその方の今の状況に対する解決の手段とか役割の分担はしっかりご相談できる方なんであれば、そんなにうまくいかなかったということではなくて。現状認識のずれ、僕らはすごく大事だと思ってるけど、それは後見人さんとか専門職の方から見ると、これはこうやって解決すればいいよみたいな、ちょっと軽く言われちゃったりする。僕らもずっと大事に考えてたのにみたいなずれは、それぞれの専門性の違いだと思うんですよね。だからそのすり合わせでずれることが、何か困ったっていうよりも、このことに対して法律の専門家の方々はこう考えるんだ、でも僕らはもうちょっとこういうふう考えるっていう、すり合わせの作業でずれちゃうことは、時々あるような気がします。その辺はある種、ちゃんとお話をさせていただければ、ほとんどの場合は修正可能なのかなと思っています。

連絡が取れないのはお互い様っていう範囲の中で、納得していくしかない。あとはコミュニケーション手段ですよ。僕らも比較のお電話というよりはメールだったり、あと、業務の形態によってはFAXだったりというところで、ご報告をさせていただいたり、それに対してお返事でアドバイスをいただいたりっていうところでやっている方が…。逆にお電話でやりとりするケースは、あんまりないんじゃないかなと思います。以上です。

○会長

ありがとうございました。

いろんな立場からの意見とか出ました。

やっぱり最初から顔が見えてると、あとはその感覚とかがですね、その都度やっぱり状況見て、コミュニケーションが取れてるとやっぱり問題はないのかなっていう気はしますが、問題はそのコミュニケーションない状態をどういうふうに、やっていくのかなというところかなっていう気はしました。

○委員

バックアップ体制のところ、ほんとねっとでは比較的高齢の方よりも障害の方の生活支援における専門職の後見人の方とのチームでの連携が、ちょこちょこあるんですけども、障害の方の生活支援だとどうしても、比較的中長期的な支援が求められるので、継続的な支援も重要視されるところもあって。第三者後見の方とチームで支援を行ったことがあるんですけどもその際、私として大事にしてるのが、定期的に、ご本人、或いはそのご家族含めての、ケア会議・話し合いを、例えば半年に1回とか、3ヶ月に1回とか、特に課題も大きな問題じゃなくても、あえて、また次回半年後に皆さんで集まりましょうっていうような、やり方はよく取り入れてます。というのは後見人がつく時点で、やはり財産管理ですとか日常的な金銭管理ですとか、或いは何かそういう本人の決定で、交渉契約力の課題ですとか、通常の福祉的な生活支援だけで補いきれない、法律も絡むような課題が、いつ起こるかわからないリスクを抱えてる方が利用するので、なおさら特に課題がなくても、逆に言えば安定してるからこそ、定期的な会議、集まりを大事にはしてます。そういうときに、そのバックアップ体制っていうんですかね、ほんとねっとの場合、いわゆるその被後見人の方、例えば障害当事者の方とある種利害関係がない立場みたいな。例えば、高齢の方でいえばケアマネジャーさんとか、障害の方で言いますと相談支援専門員さん、よく我々もチームでその会議をする時は呼んだり、あとは、基幹相談支援センターさんと一緒にやったりもあるんですけど、その当事者の方と、ある種の利害関係が契約の元で成り立ってる関係、それは後見人もある意味そうかなって僕は思ってる。ある種の利害関係じゃない、代理人ではあるんですけど、成年後見人でもあるし、いつもそういうある種契約のもとで成り立ってる関係性がある一方で、地域包括支援センターとか或いは基幹相談支援センターとか或いはほんとねっともそうなんですけど、契約上の利害関係みたいなのは比較的不い、逆に言い方変えると、ちょ

っと第三者的に、あえてその物を言えるみたいなことが時にあって。後見人ですら、例えばですけど、本人との関係で困っちゃうときに、第三者的に物を言えたり、ちょっと客観視できるという立場の人も、その支援チームに、私は必ず必要だろうと思ってて。それがバックアップ体制上重要なと。そうすると、さっきの議題の中のその中核機関、或いは1次2次相談窓口にも、場合によっては引き継ぎの問題にもなるかもしれないですけど、後見人が決まった後のその継続的なその支援における、ちょっと第三者的な立ち位置でのチームへの継続的な参加っていうのはありなのかな、或いは第三者的な機関のような立場で中核機関も成年後見人がついた後の支援チームへのバックアップという立場は取れるのかなと思いました。

○会長

ありがとうございました。

この議題については特に何かを決めるというよりは市の方でこれからどう考えていくのか、どうするのかというところについてのご意見だったので、この辺りで打ち切らせていただければと思っております。

【3 議題3 相談窓口への繋ぎ方や繋ぎ先について】

○事務局

資料3「相談窓口への繋ぎ方や繋ぎ先について」と書かれた資料をご用意ください。

1枚めくっていただき、こちらのスライドは前回令和6年5月21日に開催しました本会議にてお示しいたしました今年度の取組の中の「広報機能」についてでございます。本日は「2、権利擁護支援が必要な場合の繋ぎ方を明確化」「3、様々な会議体などで支援者向け手引きを紹介する」の2点について、具体的にご説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

まず「権利擁護支援が必要な場合の繋ぎ方を明確化する」ことについてですが、日ごろから多くの市民と接する機会がある銀行や病院などの窓口にて、従業員が何らかの支援が必要であると感じた場合に、早期発見に繋がるよう、繋ぎ先や繋ぐ際の目安となる指標を作成し、各窓口に周知していこうと考えています。

広報については本市で医療機関、金融機関、介護施設等へ実施したニーズ調査結果からは「どのような広報の方法を望まれますか」という問いに対して、「具体的な事例紹介」が最も多い回答でございました。また、地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引きには「対象者別に周知を行うことが必要」「対象者別にパンフレットを作成し、周知する」と記載されております。

3ページをご覧ください。

アンケート結果および手引きに記載の内容から、市民の方と接する機会がある銀行、郵便局、コンビニ等に対して、成年後見制度の支援に繋げることの重要性、制度の活用が有効な

事例などを業種ごとに具体的にお示しし、地域の目を育てていく必要性があると考えました。

具体的取組案として、①業種毎に従業員向けパンフレットの作成を検討します。以前、医療機関や金融機関等へ成年後見制度についてのチラシを配布しておりますが内容としては相談先のみが記載されているものでございました。今回は新たに業種毎に従業員向けパンフレットを作成し、成年後見制度の支援に繋げることの重要性や制度活用が有効な事例、相談先等を記載できればと考えています。

次に、②地域包括支援センター等が実施している認知症サポーター養成講座において企業向けに実施する場合に広報を実施できないか検討します。令和6年1月1日には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、第7条では公共交通事業者、金融機関、小売業者等に対して国及び地方公共団体が実施する認知症施策に協力するとともに、その事業の遂行に支障のない範囲内において認知症の人に対し必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならないと定められています。本市においては高齢者支援課から市内15カ所の地域包括支援センターに対して小売業者向けの認知症サポーター養成講座の実施について依頼をしております。企業においては「成年後見制度について」というより「認知症への理解について」というテーマのほうが関心が高いと推測されるので、既存の事業とうまく連動しながら成年後見制度や相談窓口の周知をしていく方法を検討しております。

次に、③商工会議所を通しての広報活動について検討します。今まで商工会議所を通しての広報活動は実施したことがございません。商工会議所には銀行や郵便局、商店等が加入していることから商工会議所広報誌の活用やチラシの配架等は企業向けの広報には効果的ではないかと考えています。

次に、④業種ごとの勉強会の開催を検討します。より従業員の方が業務内における成年後見制度活用についてイメージできるよう、業種毎の勉強会が開催できないかと考えています。業務内の職員派遣等にご協力いただけるのかなどの問題がありますので、直近での実現は難しいですが検討してみたいと思います。また勉強会開催が難しい場合でも業種毎のパンフレットを配布する等の方法があるので併せて検討していきます。

4ページをご覧ください。

「様々な会議体などで支援者向け手引きを紹介する」ことについてですが、昨年度改訂を行った本手引きの活用状況等について、地域包括支援センター及び基幹相談支援センターに対してアンケート調査を実施しました。その結果、手引きの活用状況については、回答者のうち3割の職員が「手引きの内容をよく知らず活用したことがない、手引きを知らない」と回答。5ページをご覧いただき、手引きの分かりづらい部分としては、5割の職員は「特になし」と回答していますが、6の申立支援者及び候補者の検討・依頼、申立費用助成の利用検討の流れと7の成年後見人等が選任されたあとについてに関しては意見がございましたことから、今後一部見直しが必要ではないかと考えています。

6ページをご覧ください。

手引きがより活用しやすくなるためには、回答者のうち約 5 割の職員が「3、成年後見制度申立手続きの詳細、必要な書類、費用等」についての内容が追加されるとより活用しやすくなるとの結果となりました。現在の手引きでは申立てに必要な書類についてチェック項目と QR コードを載せていますが、それぞれ別ページにあるため、より活用しやすくなるようにページ構成の修正が必要ではないかと考えています。

資料 3 の説明は以上になります。

○会長

ありがとうございました。

今回は広報の中で具体的な提案があったわけなんですけれども、具体的取り組み案の 3 ページですかね。2 番ですね、包括の方で実際認知症サポート養成講座が行われてるということで、こちらの活用みたいなのが示唆されているわけなんですけれども、この辺り、私もあんまり存じ上げないのでこれを機会に伺いたいなと。このサポーター養成講座がどのくらいの頻度で行われていて、実際こういった取り組みの提案が可能なのかとか、実際にこの講座をやるにあたってどのあたりの業種をターゲットにするとうまくいくよみたいなの、ご意見とか、アドバイスがあったらぜひ教えていただきたいです。いかがですか。

○委員

まずそうですね。認知症サポーター養成講座は市民センターとかで一般市民の方に向けた講座ということで、包括の方で主催をしてフリーで参加していただくものと、あと出前講座という形で企業であったり、学校等から依頼を受けて開催をしています。15 圏域でやってるんですがうちの圏域でいうと年間、大口が 300 人ぐらいから、大口がないと 100 人ぐらいの方に受けていただいています。始まったときは企業とか多かったんですけど、最近は小学校とか高校とか、あと放課後児童クラブだとか、そういったところでの開催も増えております。コロナもあって、ここ数年少なかったんですけども昨年ぐらいからちょっと数が増えてきて、元に戻りつつあって、今年度に関しては担当課の高齢者支援課の方では、市内のスーパーの方へ、認知症サポーター講座の開催を呼びかけているというのが今年度の状況なんですけど、やっぱり小売業者さんも、やっぱりアルバイトとかパートさんなので、なかなか参加が難しいというような形になっていて、うちの包括では今週コンビニさんに向けて、開催を予定してるというところがあります。

成年後見制度に結びつけるという意味では金融機関が気になってくるかなと思ってます。包括の方に来る金融機関からのご相談というのは、高齢者が、通帳とかキャッシュカードの紛失を繰り返していて、窓口は何回も来るんだけど、困っていて、認知症が疑われるっていう、そういった気づき、相談だとか、あとやっぱりご夫婦で生活されて片方の方が寝たきりになって、銀行としてはご夫婦であってもちょっと大口であるとおろせないから、成年後見制度使った方がいいよということで、包括の方に相談されてきたりっていうパターンも多

くはなってます。

業種で言いますとやっぱり金融機関の方っていうのは、高齢者の名前だったり、住所っていう、個人情報を把握されてるので、相談しやすいと言ったところがあるんですけど、コンビニとかスーパーとかですとそのちょっと心配な方が来られても、当然その名前も住所もわからないので、すぐ相談に結びつくというのはちょっと難しいかなと思ってはいます。

以前明第 1 地区の地域ケア推進会議という会議の中で、コンビニさんだったり宅配業者さん、銀行さんにも参加してもらって、心配な高齢者のチェックリストは作成したんですけど、やはり小売業者の方はなかなか個人情報がわからないので、それがやっぱりすぐ相談に結びつくというのは、ちょっと難しいんじゃないかみたいな話も出ておりました。

後見制度の推進に結びつけるという意味では、認知症サポーター養成講座を受けてただいて、そこから金銭管理がちょっと不安定な、なかなか難しくなっているような方に後見制度を勧めていく、そういった銀行の行員さんに理解していただくというのは重要なんじゃないのかなというふうには思っております。以上であります。

○会長

ありがとうございます。

今のような説明ありましたが、事務局の方は、何か突っ込んで聞いてみたいことたりしますか。

○事務局

ありがとうございました。

認知症サポーター養成講座自体は、私の方も少しいろいろ調べてみたんですけども、なかなか 15 包括さんの方が、企業向けはなかなか苦慮されてるということを伺いました。市民の方はかなり認知症について意識が高いといえますか、養成講座を出来てはいるんですけども、企業向けはなかなかハードルが高いというのがありましたので、どこまで成年後見制度の活用の部分の方の認知症サポート養成との連動についてできるかっていうのはすぐにはなかなか難しい部分もあるかなと思いました。

業種については、委員がおっしゃるように金融機関さんとか、あと私も実際支援の中で郵便局さんとか、ケースとして相談を受けることが多々あったんですね。その辺がこちらとしても、依頼しやすいといえますか相談しやすいのかなと思いました。

ただスーパーとかコンビニはなかなか普段連携が少ないところなので、どこまで必要性をご理解いただけるかというのは、訴えていく必要があると思うんですけども、すぐの実現はやっぱりハードルが高いんだなっていうところを今お話聞いて感じたところであります。以上です。

○会長

ありがとうございます。

あと一次相談窓口というと社協さんなんかも結構いろんな相談を受ける機会があるかなと思うんですけども、こういう業種、とか、あと相談受けやすいとか、こういうところにピンポイントでいくといいんじゃないかみたいなものがもしあれば、お願いできますかね。

○委員

日常生活自立支援事業は金融機関とすごく連携をせざるをえないところがあるので、ある 1 人の方を代理権設定という形で手続きに行くときに、こういう人もいるんだよっていうのがあればパンフレットをお渡ししたりとか、日自っていうものもありますし成年後見というものもありますよとご案内した職員はちらほらいます。なので、そういうところでは連携はしやすいのかなっていうふうには思います。以上です。

○会長

ありがとうございました。

今結構いろいろお話入れた具体的話出たかなと思うんですけどもこの広報の部分ですね、具体的な取り組み案出てますがこの辺りについて意見とかご感想あれば、委員の方からお願いします。

○委員

意見になります。

アンケート調査結果を見て手引きがあることは知ってるけど内容を知らず活用したことがないとか、手引きを知らなかったというあたりを見て、意味というか重みを理解していただけないのかなと。手引きを中心にした研修というのも、やっぱり必要ではないかと。中身に入っていって説明するとかというのは必要ではないかなというのは思いました。

単に配って、成年後見制度の利用する必要性があるときに利用してくださいねという程度ではちょっと駄目かなというふうに思いましたので、本当に広報活動は、市の方が中心にやられているのでご苦労さまなんですけども、あえて手引きを中心にした研修というのは、検討された方がいいのではないかなというふうに思いました。

それから広報活動でやっぱり、ここにも出ている通りで、銀行とか病院とかは非常に必要じゃないかというふうに思います。最近病院の方も、成年後見制度に対する理解を深めてくださってるなというのをしみじみ感じております。ご本人のためにどうしたらいいかということ、治療方針とかではなく、本人がいろいろ訴えたりしてもよく理解できないとか、どうしてあげたらいいのかわからないという、相談員の方も看護師さんの方もいらっしやあって、後見人の方に連絡をして、どうしたらいいんでしょうねって感じで相談して下さるわけですよね。そういうことがまた病院の方も助かるわけですし、そういう意味ではもっ

と後見制度の利用というものの意味をご理解いただければいいなというふうに思っていますので、広報活動についてはこの点も力を入れていただきたいと思います。中身について理解してもらいたいのは病院です。

銀行などはこの制度を利用する必要性があるというあたりのところですかね。それをもっと徹底して、知っていただきたいというふうに思いますし、詳しいことについては、こういって行きたいというところ、銀行の人は常に言っているような、そういう広報の仕方をそれぞれのところで、持ち味っていいですかその立場というか、職責が違ってくると思いますので、それぞれの職責に応じた広報活動を展開していただきたいなと思います。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

そろそろ時間なので、議題3もここで締め切りにしたいと思います。

【4 その他】

○事務局

お知らせになるんですけれども、本日、机上に配布させていただきました10月に開催を予定している成年後見制度地域巡回講演会・個別相談会のチラシが昨日完成いたしましたので、今後、関係機関や公共施設へ配架をお願いする予定となっております。

なお7月に常盤平市民センターで開催した当講演会は計84名にご参加いただき、個別相談会の枠も含めて満員となりました。

今後多くの方にご参加いただけるように周知して参りますので、皆様もご協力をいただければと存じます。

○会長

ありがとうございました。

では最後にオブザーバーの方からお願いいたします。

○オブザーバー

本日はありがとうございました。

裁判所はどうしても申立て以後のことしか把握できないので、今日お話を聞かせていただいて、特に申立て前のチーム支援ですとか申立て後にどうやって情報共有していくのかという辺りの悩みですとか、大変貴重なお話を聞くことができたと思います。裁判所の事件数も増えていきますし、多分相談件数とかも増えていくと思いますので、皆さん多忙で、どうしてもその事務の合理化とか、無駄を省くとかそういうところに行きがちの中で、一定程度のコミュニケーションとか、情報共有、裁判所も含めてですけど、そういったことがすごく

大事なのかなと思いました。

あと手引きについてですが、アンケート結果で若干わかりにくいという意見があったあたりがまさに裁判所の手続きが絡むところで、手引きの 6 ページ 7 ページ辺りですが、スライドの 6 のところにも書いていただけてますが、千葉家庭裁判所後見サイトでは、よくある質問という項目もありまして、割と見やすいように工夫されていると思いますので、ぜひ紹介していただければと思いました。

本日はありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

以上で議事を終了して事務局に司会を返したいと思います。

【5 閉会】

○司会

次回、令和 6 年度第 3 回協議会の開催は令和 6 年 11 月 19 日（火）午後 3 時 00 分からとなります。場所は本日と同様松戸市役所新館 7 階大会議室にて予定しております。詳細につきましては、追ってご案内させていただきます。

以上をもちまして、令和 6 年度第 2 回松戸市成年後見制度利用促進協議会を閉会します。みなさまのご協力に感謝申し上げます。本日はご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございました。

以上